

### 第 1 3 7 号議案

足立区立区民保養所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立区民保養所条例の一部を改正する条例

足立区立区民保養所条例（昭和 4 9 年足立区条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 6 条第 3 項中「1 0 0 円」を「4 0 0 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項の改正規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

単身での利用を可能とするとともに、休憩の使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。